

平成19年度版

北区社会福祉協議会 歳末たすけあい募金助成  
**助成事業の手引き**

■この手引きの構成■

1. 共通事項
2. 助成の種類（区分）と概要
  - I 地域ささえあい活動団体助成
  - II 地域福祉活動助成
  - III 福祉作業所等小規模施設助成
  - IV 障がい当事者団体助成
3. 申請書書式一式
4. 事業報告書書式一式

北区社会福祉協議会は、地域福祉活動を進める団体を応援して助成事業を行っています。その財源は、歳末たすけあい運動で寄せられた区民のみなさまの貴重な善意です。その善意を地域にお返しするのが助成事業の目的です。

■平成19年度の助成申請期間は4月2日～30日までです■

（地域福祉活動助成の一部については後期申請あり）

助成を受けようとしている団体は、必ず事前にご相談下さい。ご相談はいつでも受け付けています。

\*相談は随時受付ています。

【問合せ】北区社会福祉協議会 総務係 電話（3906）2352  
FAX（3905）4653

北区社会福祉協議会は、個人情報保護のため、保有する個人情報の管理には万全を期しています。

# 1. 共通事項

## 1) 社協運営の公平性と透明性

地域福祉推進の担い手としての社会福祉協議会の運営は、多くの地域の皆さんから寄せられた会費、寄付、募金などを貴重な財源として行われています。

また、情報公開制度の施行もあり、社会福祉協議会の運営は、従来にもまして効率的な運営が求められており、公平性、透明性が確保され、多くの地域の皆さんの理解が得られなければなりません。

このような状況を踏まえて、北区社会福祉協議会の助成事業は「要綱」を定めて実施しています。

## 2) 助成金の財源

北区社会福祉協議会の助成事業の財源は、歳末たすけあい運動で寄せられた「歳末たすけあい・地域福祉募金」です。歳末たすけあい運動は、もともと「地域の人々の暮らしを地域が支える」という趣旨で取り組まれてきました。

したがって、それを財源とする助成事業も、区民のみなさまの善意を地域にお返しするのが目的といえます。地域で福祉活動を行っている団体も、この趣旨をご理解の上、諸事業に取り組んでいただきたいと思えます。

## 3) 助成制度には4つの区分(種類)があります

北区社会福祉協議会の助成事業は、つぎの4つの区分(種類)に分けて運営されています。

### ・地域ささえあい活動団体助成

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の人々が自主的に取り組むささえあい活動を支援する助成です。

### ・地域福祉活動助成

地域福祉活動を実施またはその活動を強化するためのプログラムを事業化したい団体を支援することにより地域福祉活動推進をはかる助成事業です。

### ・福祉作業所等小規模施設助成

民間またはNPO法人が設立し、運営している福祉作業所等小規模施設(障がい者のための授産指導、作業訓練、生活訓練などを行っている施設)の運営を支援する助成制度です。

### ・障がい当事者団体助成

障がい当事者団体の運営を支援する助成制度です。

各区分にはさらに、団体の事業内容によって、助成内容が細かく定められています。

助成を受けようとする団体は、その団体の組織の性格や事業活動の内容によって、上記の4つの区分のいずれかを選択して申請できます。

#### 4) 助成事業運営委員会が審査します

事務局で受理した申請は、別に設置された助成事業運営委員会に諮られ、審査の上、交付の可否を決定いたします。

#### 5) 申請手続きと必要書類など

- ・助成を受けようとする団体は、定められた期間中に申請書を北社協事務局に提出していただきます。
- ・申請に必要な書類は次のとおりです。
  - 申請書（定められた書式を用意しています）
    - 申請書には、団体の活動概要、事業計画、予算(全体と助成対象事業)などを記入していただき、助成金がどのような使われ方をするのかを明確に示していただきます。
  - 団体の規約
  - 役員または構成員の名簿（区分 障がい当事者団体助成については、団体の構成員が区内在住の障がい当事者であることを証明できるもの）
  - 過去の活動記録（必要によって）
  - 前年度の財政記録（必要によって）
- ・助成を受けた団体は、助成期間終了後に事業報告を提出していただきます。事業報告書は助成事業運営委員会で審査されます。

#### 6) その他

- ・助成を受けた団体が助成対象となる事業を実施するに当たっては、案内状、広報チラシなどに「社会福祉法人北区社会福祉協議会の助成を受けている」旨を明記してください。
- ・助成を申請した団体で、特に必要と認められる団体については、助成事業運営委員会において、実施しようとする事業内容についてのプレゼンテーションを行っていただく場合があります。
- ・助成金の交付決定を受けた団体が、次の事項に該当した場合は、助成金の交付の全部又は一部を取り消し、返還していただくことになります。
  - (1) 助成事業を中止したとき
  - (2) 不正又は虚偽の申請があったとき
- ・助成事業の財源である「歳末たすけあい・地域福祉募金」には限りがあります。募金額や申請団体数の増減により、助成金の上限額も変動する場合があります。
- ・また、地域ニーズに応じた新たな助成区分の設置なども考えられ、助成事業は状況に応じて変化していきます。

## 2. 助成の種類（区分）と概要

区分・名称	地域ささえあい活動団体助成
目的・趣旨	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域でのささえあい活動を実施する団体を支援
助成内容	活動立ち上げ費助成 立ち上げ後概ね3年以内の団体に対する助成 事業費助成
助成対象団体	ア 法人格を持たない非営利活動団体及びNPO法人 イ 北区内に所在、活動している団体 ウ 参加者・スタッフとともにメンバーを固定せずに、オープンな活動を行っている団体 エ 北社協団体会員 すべてに該当すること
助成対象外活動	自助的活動（趣味・文化サークルの活動、親子サークルなどの活動）
他助成併願	北社協の助成制度は、原則として1団体、1助成を原則とする。ただし、他機関、他団体との助成は可能。
助成対象事業	ア 食事・レク等の提供活動 イ 健康・生きがい活動 ウ 地域・ネットワーク作り活動 エ 相談・情報提供活動 オ 学習プログラム提供活動 カ その他  ただし、以下の経費は対象外 A 食材費 B 10万円以上の備品
助成条件、対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業費助成は、総経費の50%以下</li> <li>・ 年間活動回数原則10回以上（総会、打ち合わせ会は除く）</li> <li>・ 特定時期の活動への助成は内容を吟味</li> </ul>
助成限度額	活動立ち上げ費 10万円 事業費 5万円
助成年限	活動立ち上げ費 1年間 事業費 なし
助成件数	定めなし
備考	活動立ち上げ費助成は、事業費との併願可、高齢者向け食事提供活動に対する区の助成を受けている団体は、事業費との併願はできません。

区分・名称	地域福祉活動助成
目的・趣旨	地域福祉活動を実施又は強化したい団体を支援することにより地域福祉活動推進をはかる
助成内容	調査・研究費助成 研修費（育成費）助成 広報・啓発事業費助成 特別事業費（夢ひろげ資金）助成 周年事業費助成
助成対象団体	ア 法人格を持たない非営利活動団体及びNPO法人 イ 北区内に所在、活動している団体 ウ 北社協団体会員 エ 会員5名以上で、会則を制定している団体 すべてに該当すること
助成対象外活動	自助的活動（趣味・文化サークルの活動、親子サークルなどの活動）
他助成併願	北社協の助成制度は、原則として1団体、1助成を原則とする。ただし、他機関、他団体との助成は可能。
助成対象事業	調査・研究費 地域福祉に関する調査・研究活動費、情報収集した事例集発行経費 研修費（育成費） 地域福祉推進のための職員・スタッフの研修・セミナー開催・参加費 広報・啓発事業費 社会福祉啓発のための講演会、キャンペーン、リーフレット等作成費 特別事業費（夢ひろげ資金） 先駆的、実験的事業の準備・開発・実践経費 周年事業費 5年を区切りとした周年事業経費 * 申請年度を含めて5年以上継続して社協団体会員であること * 1団体1回のみ 本助成についてのみ、他助成と併願可
助成条件、対象外経費	・団体の管理運営経費は対象外 ・食材費は対象外
助成限度額	調査・研究費 60万円 研修費（育成費） 10万円 広報・啓発事業費 10万円 特別事業費（夢ひろげ資金） 50万円 周年事業費 10万円
助成年限	1年。ただし、調査・研究費のみ2年間まで継続申請可 ・毎年行う事業は、3年に1回を限度とする
助成件数	調査・研究費及び特別事業費は1団体。他は定めなし
備考	・、の事業については、各年度前後期の2回実施

区分・名称	福祉作業所等小規模施設助成
目的・趣旨	民間小規模施設の運営を支援
助成内容	年中行事費助成
助成対象団体	障がい者（児）のための授産指導、作業訓練、生活訓練等を行っている次の小規模施設 ア 無認可施設 イ NPO法人施設 ウ その他北社協会長が認める施設 ア～ウのいずれかに該当して、かつ下記に該当 エ 北社協団体会員
助成対象事業	スポーツ大会、レクリエーション大会、体験旅行、観劇会等
他助成併願	北社協の助成制度は、原則として1団体、1助成を原則とする。ただし、他機関、他団体との助成は可能。
助成条件、対象外経費	・団体の管理運営経費は対象外
助成限度額	10万円
助成年限	なし
助成件数	定めなし
備考	

区分・名称	障がい当事者団体助成
目的・趣旨	障がい当事者団体の運営を支援
助成内容	事業費助成
助成対象団体	ア 法人格を持たない非営利活動団体及びNPO法人 イ 北区内に所在、活動している団体 ウ 北社協団体会員 エ 障がい当事者10名以上で、会則を制定している団体 すべてに該当すること
助成対象事業	宿泊（研修）旅行、レクリエーション等年中行事、リハビリ活動、広報、講座・講演会開催等事業全般
助成対象外活動	総会、打ち合わせ会等管理運営経費は助成対象外
他助成併願	北社協の助成制度は、原則として1団体、1助成を原則とする。ただし、他機関、他団体との助成は可能。
助成限度額	6万円
助成年限	なし
助成件数	定めなし
備考	提出書類のうち名簿については、団体の構成員が区内在住の障がい当事者であることを証明できるもの